

## 【令和3年度介護報酬改定】サービス提供体制強化加算の見直し

サービス種別	資格・勤続年数要件		
	加算(I) 新たな最上位区分	加算(II) 改正前の加算Iイ相当	加算(III) 改正前の加算Iロ、加算II、加算III相当
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	「介護福祉士40%以上」または、 「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が60%以上」	◇以下のいずれかに該当すること。 ①「介護福祉士30%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が50%以上」 ②勤続7年以上の者が30%以上
訪問看護 療養通所介護	-	-	(イ)勤続7年以上の者が30%以上 (ロ)勤続3年以上の者が30%以上
訪問リハビリテーション	-	-	(イ)勤続7年以上の者が1人以上 (ロ)勤続3年以上の者が1人以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	「介護福祉士40%以上」または、 「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が60%以上」	◇以下のいずれかに該当すること。 ①「介護福祉士30%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が50%以上」 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員が60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40% ②勤続7年以上の者が30%以上
特定施設入居者生活介護(※) 地域密着型特定施設入居者生活介護(※) 認知症対応型共同生活介護	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上 ※が付いている種別は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設(※) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※) 介護老人保健施設(※)、介護医療院(※) 介護療養型医療施設(※)	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上 ※が付いている種別は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	◇以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上

※ 令和3年度島根県介護施設等集団指導資料より抜粋